

# プレス公表概要

平成28年4月5日

- (1) 題名: 危険ドラッグの試買調査から医薬品成分を含有する無承認医薬品を発見しました。
- (2) 違反品目数: 1品目
- (3) 違反製品及び検出成分
  - ・新シバガス(検出成分: 亜酸化窒素、入手年月日: 平成28年2月15日)



## \* 亜酸化窒素(一酸化二窒素)

国内において、「亜酸化窒素」を配合した医薬品は処方せん医薬品として製造販売されています。

また、医薬品医療機器等法の指定薬物に指定され、所持、使用等が規制されています。(平成28年2月18日指定、平成28年2月28日施行)

食品衛生法に規定する食品添加物の用途に使用する場合等は、医薬品医療機器等法の指定薬物としての規制から除外されています。

\*この頁では、違反製品の概要について紹介しています。

なお、違反製品の販売名は、報道発表当時のものであり、現在は同じ販売名でも内容成分を法律等に抵触しないものである可能性もあります。

また、都では現在市場で流通されている全ての危険ドラッグについて、試験検査をしているわけではありません。

ここに掲載されている製品以外にも、危険ドラッグが流通していることが予想されますので、危険ドラッグは絶対に使わないでください。